

令和7年度  
第2回対馬市  
創業・事業拡大等支援事業補助金  
(人材育成支援事業以外)

【公募要領】

【募集期間】

令和7年9月5日(金)まで

※地域経済循環創造事業は  
募集期間以外も随時受け付けております。

【申込・問合せ先】

対馬市役所 しまづくり推進部 政策企画課

電話：0920-53-6111

〒817-8510 対馬市巖原町国分1441番地

## 1. 補助金の目的

市内の産業振興を図るため、地域資源の活用や地域課題の解決等に資する創業や新たな分野への取り組み、既存事業の拡大等の取り組みに対し補助金を交付します。

## 2. 補助金の内容

補助事業名	補助対象となる事業	補助対象者	補助の要件
創業・事業 拡大支援 事業	<p>対馬市内で創業し安定した事業継続が見込まれる計画、又は既に事業をおこなう者のうち、以下のいずれかに当てはまる事業</p> <p>①地域資源の活用や、地域課題の解決に資する事業</p> <p>②市外への販路拡大や新商品開発等を行う事業</p> <p>③ICT技術を活用し対馬市が抱える課題、人口減少、少子高齢化、医師不足、災害対応、農林水産業の衰退等を解決する事業</p> <p>④対馬市特定創業支援を受けた事業者の中で、対馬市創業支援計画の趣旨に沿い、島の活性化に資すると判断される事業</p> <p>※市内の同業他社との競合関係を歪めない事業に限る</p> <p>⑤対馬どぶろく特区を活用した事業</p>	<p>市内に住所を置く事業者、若しくは新たに本社、支社、営業所等を設けようとする個人、法人、団体等</p>	<p>新規の創業・起業を行う事業、若しくは既に事業を行っている事業者が、新分野への進出、新商品の開発・販売、販路の拡大等を行う事業</p>
事業承継 事業	<p>対馬市内の事業を承継し、引き続き対馬市内において事業を継続する事業</p>	<p>専門事業者の指導、サポートを受け、交付決定日以降に事業を継承する者であって、その代表となり引き続き市内で事業を営む者</p>	<p>事業承継センター、対馬市商工会、十八親和銀行、日本政策金融公庫、法律事務所、中小企業診断士などの事業承継に関する支援を行う事業者の指導を受け、引き継いだ事業を対馬市において継続して実施するもの</p>

補助事業名	補助対象となる事業	補助対象者	補助の要件
地域経済循環創造事業	地域資源を活用した先進的、持続的な事業で、金融機関から補助金額と同額以上の融資があり、かつ新規の雇用がある事業	市内に事業所等を有し、又は設けようとする個人、法人、団体等で総務省要綱に定める交付金の対象となる事業を行う者	次の要件を全て満たすこと ①地域の金融機関から補助金額と同額以上の融資がある ②地域資源を活用する ③新規の雇用がある
	<b><u>※市の審査を通過後も国の審査を要します。</u></b>		
共通	① 市税等を滞納していない者 ② 宗教活動や政治活動を目的としていない者		

### 3. 補助対象経費・補助額上限・補助率

当補助金の対象経費は事業に応じて下記のとおりです。事業計画書の収支予算書は下記項目に区分して記載してください。補助率、補助額の上限は事業に応じて記載のとおりです。

#### (1) 共通事項

- ① 補助対象経費が国、県、市など他の補助金の対象となっていないこと
- ② 消費税、食糧費、用地・建物取得費は補助対象外
- ③ 補助金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨て

#### (2) 創業・事業拡大支援事業

【補助率・補助上限額】補助対象経費の3分の2以内、上限額150万円

※ただし、対馬市特定創業支援事業認定者は上限額250万円

項目	説明	例示
設備費	事業所開設に係る設備費	設備導入費
備品費	事業所開設に必要な備品費	備品購入費 ※1点あたりの価格が概ね2万円以上のもの
改修費	事業所開設に係る改修費	建物改修費等 ※用地・建物取得費は対象外
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	事業所や商品の周知に必要な広告宣伝費 HPの立ち上げ等
研究開発費	事業に必要な研究開発費	成分分析費、市場調査費、専門家招聘に係る経費等
店舗等借入費	事業所等の賃借料	事業所の借上げに係る賃借料 ※敷金や礼金の類は対象外
委託料	事業を行うために必要な委託料	設計委託料等
その他	事業に必要と認められる経費	創業・起業等に必要であると認められる経費 ※消耗品の類や通常の事業所運営に必要な経費(光熱水費や通信費等)は対象外

### (3) 事業承継事業

【補助率・補助上限額】 補助対象経費の3分の2以内、上限額100万円

項目	説明	例示
設備費	事業に必要な設備費	設備導入費
備品費	事業に必要な備品費	備品購入費 ※1点あたりの価格が概ね2万円以上のもの
改修費	事業に必要な改修費	建物改修費等 ※用地・建物取得費は対象外
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	事業所や商品の周知に必要な広告宣伝費 HPの立ち上げ等
課題分析委託費	事業承継時の課題分析費	中小企業診断士等への課題分析費等
事業用資産価値 や企業価値の算 定算出費	事業承継に必要な診断費	初期診断費、企業価値診断費、設備診断費等
事業承継計画書 策定費	事業承継に必要な計画書作成費	中小企業診断士等への計画策定委託費等
その他	事業に必要と認められる 経費	事業を行うためにどうしても必要であると認められる経費 ※消耗品の類や通常の事業所運営に必要な経費（光熱水費や通信費等）は対象外

### (4) 事業拡大支援事業（どぶろく特区活用分）

【補助率・補助上限額】 補助対象経費の3分の2以内、上限額150万円

※ただし、対馬市特定創業支援事業認定者は上限額250万円

項目	説明	例示
設備費	醸造場の設備に係る経費	設備導入費
備品費	酒類製造に必要な備品の 購入費	備品購入費 ※1点あたりの価格が概ね2万円以上のもの
改修費	醸造場の整備に係る経費	建物改修費等 ※用地・建物取得費は対象外
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	事業所や商品の周知に必要な広告宣伝費、 HPの立ち上げ等
研究開発費	試作に必要な経費等	成分分析費、市場調査費、専門家招聘に係る経費等
店舗等借入費	事業所等の賃借料	事業所の借上げに係る賃借料 ※事業開始前からの既存の経費や敷金や礼金の類は対象外

委託料	事業を行うために必要な委託料	設計委託料等
原材料費	原材料の購入に係る経費	醸造（試作）に必要な原材料、資材の購入費
登録免許税	酒類製造免許の登録経費	登録免許税
その他	事業に必要と認められる経費	事業を行うためにどうしても必要であると認められる経費 ※消耗品の類や通常の事業所運営に必要な経費（光熱水費や通信費等）への支払いは対象外

#### （５）地域経済循環創造事業

【補助率・補助上限額】補助対象経費の2分の1以内、上限額2,500万円

※補助金額：融資額が1：1.5以上は上限3,500万円、1：2以上は5,000万円

項目	説明	例示
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事管理、建築工事、修繕及び購入に係る経費	設計委託料、管理委託料、建築工事費、電気・設備工事費、施設改修費等 ※用地取得費は対象外
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事管理、修繕、購入及びリースレンタルに係る経費	設備購入費、設計委託料、リースレンタル費等
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリースレンタル費	備品購入費、リースレンタル費
調査研究費	大学と連携する場合の調査研究費	大学が行う調査研究費

※国の要綱変更に伴い、補助額や補助率、対象経費が変更になる可能性があります。

## 4. 募集期間

**令和7年9月5日（金）15時まで** **※不備があれば受付ができません**

## 5. 申込・問合せ先

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地

対馬市 しまづくり推進部 政策企画課

電話：0920-53-6111

メール：[seisaku@city.nagasaki-tsushima.lg.jp](mailto:seisaku@city.nagasaki-tsushima.lg.jp)

## 6. 申込・問合せ先、提出書類

区 分	創業・事業拡大支援事業	事業承継事業	地域経済循環創造事業	備考
補助金交付申請書 (様式第1号)	○	○	○	
事業計画書(1) (様式第2号の1)	○	—	○	収支計画に係る 詳細資料
事業計画書(1) (様式第2号の3)	—	○	—	
収支予算(精算)書 (様式第3号)	○	○	○	根拠資料 見積等添付
納税等状況確認同意書 (様式第4号)	○	○	○	個人のみ
市税の納税証明 (未納がない証明書)	○	○	○	法人のみ
暴力団等に該当しない 旨の誓約書	○	○	○	市が別に定める 様式
国が定める様式	—	—	○	

※ ○は必ず提出が必要な書類です。

## 7. 採択に係る審査について

○締め切り日までに受け付けた申請は審査委員会において補助金の交付の適否を審査し、締め切り日の1カ月後を目処に申請者に通知します。審査委員会では、申請者自身により事業内容の説明を行っていただきます。なお、審査委員会は非公開です。

○地域経済循環創造事業については、国の審査もございます。

## 8. 審査の基準

補助金の審査会では以下の項目について審査を行います。

### ① 意義

事業に取り組む動機や目的、事業主の意欲など、その事業の意義について審査します。

### ② 公益性

対馬の資源を活用しているか、地域の課題の解決に繋がるか、新規の雇用があるか、地域の活性化に貢献するかなど、その事業の公益性について審査します。

### ③ 独創性

新規・独自性があるか、創意工夫があるか、その事業や商品・サービス等が他の事業等と比較し優位性があるかなど、その事業の独創性について審査します。

#### ④ 実現可能性

事業の内容が具体的であるか、販路や仕入れ先が確保されているか、売上や経費の根拠が明確で収益が見込めるかなど、その事業の実現可能性について審査します。

#### ⑤ 継続性

創業後も一定の収入が見込めるか、将来の更に発展が見込めるか、リスクの回避はできるかなど、事業開始後の継続・発展性について審査します。

#### ⑥ 有効性

補助事業の内容や規模が適切であるかなど、補助事業の有効性について審査します。

## 9. 留意事項

○補助金の対象となる経費の発注・契約・支払いなどの行為は、市からの「補助金交付決定通知書」の通知後に行ってください。通知前に行った行為の経費は、補助金の対象外となります。

○補助事業の実施中に、補助事業の内容または経費の配分を変更する必要がある場合は、事前に担当者に相談してください。市の承認がなく変更した場合、補助金の交付を取り消す場合があります。

○補助金は、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで支給します。事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。ただし、事業完了前において必要がある場合には、支出が完了した部分について概算払いとして支給することができます。

○補助事業者は、創業後の事業運営の状況を3年間（申請年度を含む）、事業実施状況報告書で報告していただきます。

○補助事業に関係する帳簿は、5年間保存してください。